

宮城県に申請する際の手続きの流れ【贈与】

※様式7の3, または様式7の4に係るものに限る。

特例承継計画(様式21)を作成,
確認申請を行う
※認定申請と同時提出も可能です。

贈与を行う



県に認定申請を行う
(宮城県申請窓口:
中小企業支援室
経営支援班)



申請書等の審査後, 県から
認定書が発送されます



認定書の写しとともに, 税務
署へ申告を行う

【注意事項】

- 贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請して下さい。
※提出期限に関する詳細は下記別紙を参照してください。
- 申請書等を郵送又は持参する場合は, 事前に申請窓口まで御連絡下さい。
- 宮城県の標準処理期間は申請書を受理してから60日です。書類の不備, 修正等により, さらに処理に時間がかかる場合がありますので, 余裕を持って申請して下さい。
- 「申請マニュアル」をよく読み, 認定要件をすべて満たしていることを確認して下さい。
- 「添付書類」を参考に, 不足がないか確認してください。
→「株主名簿」「誓約書」等については県作成様式を推奨しています。
→「特定特別子会社・特別子会社」がある場合は, 子会社に係る履歴事項証明書(写し可)と株主名簿を添付してください。
- 「記載例」を参考に申請書の記載内容に間違いがないか確認してください。
→事業実態要件を満たしている場合は, 「別紙1 特定資産等に係る明細に明細表」の記載の省略を推奨しています。
- 申請に係る担当者の連絡先(電話番号, メールアドレス等)を同封して下さい。

贈与税の納税猶予の適用を受けるための基本的手続

- 贈与の日の属する年の翌年の1月15日が、都道府県庁への認定の申請期限。
- 認定申請基準日(贈与の日が1月1日～10月15日の場合は10月15日、贈与の日が10月15日～12月31日の場合はその贈与の日)を起点として、「会社が資産保有型会社等でないこと」等を判定。(認定申請基準日以降でないと申請できない。)
- 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される認定書とその他の必要書類を添付して、贈与税の申告を行うことが必要。
- 事業継続期間(認定の有効期間)は贈与税申告期限(すなわち3月15日)から5年間。この間は毎年3月15日(報告基準日)を基準とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3月以内(6月15日まで)に都道府県庁に提出。
この報告時に交付される「要件に該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、報告基準日から5月以内(8月15日まで)に税務署に届出書を提出することが必要。
- 受贈者の死亡による納税猶予額の免除を受ける場合、認定取消事由が生じた場合は、一月以内に随時報告を提出。
- 5年間の事業継続期間の経過後は、3年に1回、税務署への届出書とその他の必要書類の提出が必要。ただし、都道府県庁への報告は不要なし。

